

| もくじ |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 2   | 国民年金保険料の免除<br>7月1日から郵送で申請を      |
| 3   | 市内商店街 空き店舗を活用し<br>ませんか          |
| 8-6 | お知らせコーナー                        |
| 保存版 | 新型コロナウイルスに関する<br>市民・事業者向け支援情報一覧 |

発行：東大阪市長公室広報広聴室広報課 〒577-8521東大阪市荒北一丁目1番1号 ■人口 49万3418人 ■世帯数 23万1947世帯(令和2年6月1日現在)  
電話 06 (4309) 3000 ■FAX 06 (4309) 3821 ■市ウェブサイト <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/> ■市公式フェイスブック <https://www.facebook.com/higashiosaka.city>



## 小学校

6月8日、市内の小・中学校、義務教育学校では、約2か月ぶりに一斉登校による通常授業が再開しました。また、市内の子育て関連施設や図書館なども、感染対策を行いながら開館し、まちに賑わいが戻り始めています。

# 学校や市施設などが再開！ 少しずつ日常が戻り始める



児童らは登下校時や授業中はマスクを着用するなど、感染予防対策をしながら、学校で元気に過ごしていました

## 子育て関連施設



子育て支援センターでは、数組の親子が交流しながら楽しく過ごしていました



再開を待ちわびた市民らが、次々と訪れていました

## 図書館

新型コロナウイルス感染症の市内感染動向や市民・事業者向けの支援制度などの情報を市ウェブサイトに掲載しています。内容は随時更新されるため、最新の情報については、市ウェブサイトをご確認ください  
(下のコードからアクセス可)



1人当たり10万円給付  
特別定額給付金  
申請期限 8月31日(月)まで  
忘れずに郵送申請を



## 府事業対象外の 児童・生徒に配布します 図書カード



市では、子どもたちが家で過ごす時間をより有意義に使えるように、府事業対象外の児童・生徒に対して図書カード(1人につき2000円)を配布します。

☑️保育所などを利用している0歳～2歳児、在宅している0歳～5歳の未就学児、府外の保育所などを利用している3歳～5歳児、府外の学校などへ通う小・中学生、高校生 ☑️府外の小・中学校、高校へ通う児童・生徒は、申請書と必要書類を12月28日(月)(消印有効)までに郵送で(ファクス、直接も可) ※未就学児は申請不要。申請書は市ウェブサイトからダウンロード可(右のコードからアクセス可)。対象など詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。お問い合わせください。



☎️☎️〒577-8521市役所子ども家庭課 06(4309)3194、FAX06(4309)3854

記号の見方は5面に掲載



# 国民年金保険料の免除

## 新型コロナウイルス感染症に伴い

## 郵送で申請を

今年度の国民年金保険料は一方6540円(月額)です。経済的に保険料を納めることが困難な場合には、免除の申請をさせていただきます。

### 免除制度の特徴

#### 【将来の年金】

全額免除の承認を受けた期間であれば、追納ができなかった場合でも保険料を納めた場合と比較して、今後の年金額が支給されます。

#### 手続きの方法

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申請は原則郵送とし、7月1日(水)から受け付けます。

#### 必要書類

▽国民年金保険料免除・納付猶

・配偶者の前年所得に条件があります。詳しくはお問い合わせください。  
・免除制度には「全額免除」「一部免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)」「納付猶予」があります。  
・全額・一部免除は、本人・配偶者・世帯主の前年所得に条件があります。納付猶予は、50歳未満の方で、本人

申請を怠ると、将来の年金(老齢年金や万一の際に障害年金や遺族年金を受け取れない場合)があります。  
保険料の免除や納付猶予の申請をすること、こうした状況を防ぐことができます。

申請書と必要書類を国民年金課または東大阪年金事務所へ郵送してください。

◆ 申請先  
① 市役所国民年金課 06(4309)3165 FAX06(4309)3805  
② 東大阪年金事務所 06(6722)6001

## 新型コロナの影響を受けた65歳以上の方へ 介護保険料の減免申請

たは重篤な傷病を負った場合、▽一部減額主たる生計維持者が、事業・不動産・山林・給与収入のいずれかで、前年比で10分の3以上減少する見込みで、減少見込みの所得以外の前年所得が合計400万円以下の場合、  
※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、できる限り郵送による申請をお願いいたします。詳しくはお問い合わせください。

### 減免の種別・要件

▽全額免除主たる生計維持者が死亡した場合  
▽介護保険料の減免申請ができます。

申請先  
① 市役所介護保険料課 06(4309)3188 FAX06(4309)3809  
② 東大阪年金事務所 06(6722)6001

## 新型コロナウイルスに関する相談窓口を設置しています

感染が疑われる場合は、まずは新型コロナ受診相談センターにご相談ください。

### 新型コロナ受診相談センター

専用電話 072(963)9393、FAX072(960)3809 ※専用電話は土・日曜日、祝休日を含めた終日つながりますが、FAXは月曜日～金曜日9時～17時30分の回答となります。

▽息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある方  
▽重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある方  
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)などの基礎疾患があるまたは透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方、妊婦。  
▽発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている方(症状が4日以上続く、解熱剤などを飲み続けなければならない場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください)

#### 【子どもがいる方へ】

小児については、小児科医による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関や新型コロナ受診相談センターに電話などでご相談ください。

## 特定医療費(指定難病)受給者証

## 有効期限が1年延長されます

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、有効期限が3月1日より来年2月28日の特定医療費(指定難病)受給者証(画像の有効期限が、自動で来年12月31日まで)に延長されます。今お持ちの受給者証をそのまま使用していただけます。

### 【変更届の提出】

次の内容に変更があった場合は手続きが必要です。  
▽氏名、住所、連絡先、送付先  
▽加入保険の種類、被保険者証の保険者番号・記号・番号

▽疾病(追加・変更)  
▽自己負担上限額の特例(高額かつ長期、人工呼吸器の装着、体外式補助人工心臓の装着など)  
▽月額自己負担額上限額(階層区分)  
▽支給認定基準世帯員のうち、指定難病または小児慢性特定疾病の受給者証を受けている方(追加・変更・削除)  
※昭和20年生まれの方は今年中に後期高齢

者医療被保険者証が届きます。新しい保険証が届き次第、変更届を提出してください。

申請先  
① 東保健センター 072(9882)2603 FAX072(9882)2135  
② 中保健センター 072(966)6411 FAX072(966)6527  
③ 西保健センター 06(67888)0008  
④ FAX06(67888)2916  
⑤ 健康づくり課 072(9600)3802 FAX072(9600)3809

申請先  
① 東保健センター 072(9882)2603 FAX072(9882)2135  
② 中保健センター 072(966)6411 FAX072(966)6527  
③ 西保健センター 06(67888)0008  
④ FAX06(67888)2916  
⑤ 健康づくり課 072(9600)3802 FAX072(9600)3809

申請先  
① 東保健センター 072(9882)2603 FAX072(9882)2135  
② 中保健センター 072(966)6411 FAX072(966)6527  
③ 西保健センター 06(67888)0008  
④ FAX06(67888)2916  
⑤ 健康づくり課 072(9600)3802 FAX072(9600)3809

市内商店街

空き店舗を活用しませんか

補助金交付

賑わいあふれるまち



市内商店街の活性化のため、空き店舗を活用して事業を始める方に補助金を交付します。また、創業支援セミナー「あきんど塾」も実施します。

市内商店街を活性化し、市民の利便性を図るため、市内商店街通り沿いの空き店舗物件（1階部分）を活用する事業に補助金を交付します。ぜひ活用ください。

【対】空き店舗を活用した店舗の開設を予定しており、次のいずれかに当てはまる方
▽すでに事業を営んでいる個人または法人
▽本市の創業支援等事業計画のうち、今年度東大阪あきんど塾または東大阪商工会議所主催の創業塾の全講義を受講している個人創業者
【対象事業】
▽織物・衣服・身の回り品や飲食料品、機械器具など

の小売業
▽飲食店
▽持ち帰り・配達飲食サービス業
▽洗濯・美容・美谷
▽教育・学習支援業
▽医療業
【補助額】
補助対象経費の2分の1または30万円のうち低い額
【申請】
12月18日(金)まで
※申込先着順。開業前に事前届が必要。事前届は7月1日(水)から市ウェブサイトでダウンロード可。申込方法など詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。
【お問い合わせ先】
【申請】商業課 06(4309)3176、
【問い合わせ先】3846

めざせ繁盛店！ あきんど塾受講者を募集

の認定事業です。全講座を受講した方には「特定創業支援等事業」の支援を受けたことを示す証明書を発行します。

経営能力の向上や販売の促進、新商品の開発などを学ぶことができる「あきんど塾」を開講します。

中小企業診断士による講義や、講師が実際に受講生の店舗を訪問して経営改善のアドバイスなどを行います。
「あきんど塾」は、国が認定する「東大阪市創業支援等事業計画」

【時】
【対】9月の毎週土曜日
【講義】(1日)90分×2回(計4日間)
【対】9月〜来年2月ごろ
【対】アドバイザー派遣
【対】クリエイション・コア東大阪南館3階クリエイティブラザ
【対】市内で営業している物品販売業・サービス業・飲食業者、市内での店舗開業予定者
【対】大企業や風俗営業を除く。
【定】20人(申込先着順)
【対】申込用紙を7月1日(水)〜8月21日(金)(必着)に郵送(ファクス、Eメール、直接も可)
【対】申込用紙は市ウェブサイトからダウンロード可。
【申請】5710521
市役所商業課
sho@city.higashiosaka.lg.jp

子育て支援センター・つどいの広場 7月1日からの開館日

子育て支援センターは7月1日(水)から開館日を通常どおりとします(ゆめっこへ布施子育て支援センター)は祝休日、あさひっこ(旭町子育て支援センター)は第2・4日曜日(再開)も再開。なお、自由来館については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、引き続き2部制で実施します(定員あり。申込先着順)。各子育て支援センターの開館日や申込方法など詳しくは市ウェブサイト(右)

のコードからアクセス可
【お問い合わせ先】
【申請】各子育て支援センター
あさひっこ(旭町) 072(6600)8067
こ(旭町) 072(6600)8067
【問い合わせ先】
【申請】各子育て支援センター
あさひっこ(旭町) 072(6600)8067
こ(旭町) 072(6600)8067
【問い合わせ先】
【申請】各子育て支援センター
あさひっこ(旭町) 072(6600)8067
こ(旭町) 072(6600)8067



再開した子育て支援センターで、子どもも保護者もリフレッシュ

塾の特徴

- 充実した商店経営基礎知識とプロのノウハウですぐに実践できる！
講義とワーク、ディスカッションを通して理解が深まる！
コンサルタントによるお店の現場指導もあり！

こんなことを学びたい人におすすめ！

- 事業計画書の書き方
お店のコンセプトのつくり方
資金調達・その他税金や社会保険の仕組みなど



## 後期高齢者医療保険料

### 決定通知書を7月中旬に送付

今年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。

なお、年度途中に被保険者となった方は、資格を取得した月から月割で保険料がかかります。

#### 保険料の徴収方法

原則として年金受給額が年額18万円以上の

#### 【特別徴収】

平成31年分の所得に

#### 【普通徴収】

今年度の保険料（均等割額）の軽減措置は表のとおりです。

#### 保険料の軽減措置

今年度の保険料（均等割額）の軽減措置は表のとおりです。

#### 【被用者保険の被扶養者に対する軽減】

後期高齢者医療保険に加入する日の前日に

方は、毎年度4月から年6回の年金支給の際に保険料を引き落とし

ます。すでに特別徴収を開始している方には、平成31年分の所得によって再計算（本算定）し、10月以降の年金から特別徴収する金額を通知します。

より計算した保険料額を通知します。

7月～来年3月の計9回を、納付書や口座振替などで納めてください。

#### 国民健康保険の資格

国民健康保険の資格は、社会保険の資格がなくなるときに始まり

#### 加入・転入・転出など

速やかに

#### 均等割額の軽減

| 所得の判定区分   | 軽減割合      |
|---|-----------|
| ①下の②に属する被保険者であり、かつ当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する） | 7割（注1）    |
| ②世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が、基礎控除額（33万円）を超えないとき                      | 7.75割（注2） |
| ③世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が、（基礎控除額（33万円）+28.5万円×被保険者の数）を超えないとき      | 5割        |
| ④世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が、（基礎控除額（33万円）+52万円×被保険者の数）を超えないとき        | 2割        |

（注1）保険料軽減特例の見直しにより、平成30年度まで実施されてきた9割軽減について、所得の少ない方に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給開始にあわせて昨年10月以降、制度本来の仕組みである7割軽減に戻ることから、昨年度は通年で8割軽減となりましたが、今年度以降は通年で7割軽減となります。

（注2）昨年度まで実施されてきた8.5割軽減については激変緩和の観点から昨年10月から1年間に限り据え置きしていましたが、今年10月以降から7割軽減に戻り、今年度は通年で7.75割軽減、来年度は通年で7割軽減となります。

※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正などによって変動することがあります。

※軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除にかかる部分の税法上の規定は適用されません。

※国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等にかかる所得金額から15万円を控除して軽減判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

加入届が遅れた場合も、以前加入していた健康保険の資格がなくなった日に遡り、最大2年間分の保険料を支

払わなければなりません。また、就職や他市町村に転出したとき、生活保護を受け始めたときは速やかに国保脱退の届出をしてくださ

速やかに

速やかに



### 東大阪市オレンジチーム 認知症初期の対応をお手伝いします

認知症は、早期発見・対応が大切です。市では、認知症の初期段階の対応をお手伝いするために、医師や看護師、精神保健福祉士などからなる「東大阪市オレンジチーム」を設置しています。同チームは認知症またはその疑いのある方やその家族を訪問して状況にあわせた医療やサービスにつなげる支援を行います。オレンジチームの利用は、地域包括支援センターで受け付けています。困りごとや心配なことがあ

ば、ご相談ください。「こんなときはご相談を」  
▽認知症かもしれないと思うが、何からしたらよいかわからない  
▽専門医療機関の受診、介護サービスの受け方がわからない  
▽本人が病院の受診、介護サービスの利用を拒否する  
▽以前は定期的に通院していたが、最近では途絶えている

## 国民健康保険料 納期限までに納めましょう

今年度の保険料決定通知書を6月15日に送付しています。保険料の納期限は毎月末です。必ず納期限までに納めてください。

や遅れている方は、速やかに医療保険室保険料課または行政サービスセンターで納めてください。特別な理由もなく保険料を滞納すると差押えなどの滞納処分を受けることもあります。特別な事情により保険料を納めることが困難な方は、医療保険室保険料課へ早めにご相談ください。なお、行政サービスセンターでは納付相談はできません。

医療保険室保険料課 06(4309)3167、FAX 06(4309)3807

医療保険室資格給付課 06(4309)3167、FAX 06(4309)3804

地域包括ケア推進課 06(4309)3013、FAX 06(4309)3814

# 保健所・センターだより

東保健センター：TEL072(982)2603 FAX072(986)2135  
 中保健センター：TEL072(965)6411 FAX072(966)6527  
 西保健センター：TEL06(6788)0085 FAX06(6788)2916  
 健康づくり課：TEL072(960)3802 FAX072(960)3809

※番号を確認のうえ、かけ間違いのないようにお願いします。車での来場はご遠慮ください。

## 薬と健康の週間 ポスター原画と川柳を募集

### 【ポスター】

府内在住・在学(いずれか)の小・中学生 **規格** 4つ切りまたはB3の画用紙で色彩は自由(文字は入れないこと) **テーマ** 「かかりつけ薬剤師」「かかりつけ薬局」「薬の正しい使い方」 **作品の裏**(右下)に学校の所在地、学校名、学年、氏名(ふりがなも)、電話番号を書いて9月5日(必着)までに郵送または直接(保健所環境薬務課に直接も可)

### 【川柳】

府内在住・在勤(いずれか)の方 **規格** 川柳(5-7-5) **テーマ** 「医薬品」「かかりつけ薬剤師」「かかりつけ薬局」 **川柳と基本事項**(下に掲載)を9月5日(必着)までにハガキまたはファクスで(大阪府薬剤師会ウェブページからも可)

◇ ◇

※1人1点で未発表の作品に限る。

〒540-0019大阪府中央区和泉町1-3-8 (一社)大阪府薬剤師会「薬と健康の週間」係 06(6947)5481、FAX06(6947)5480(土・日曜日、祝休日を除く)

環境薬務課 072(960)3804、FAX 072(960)3807

### ●記号の見方

時とき 所ところ 対対象 定定  
 定員・定数 内容 料金金(表  
 示のないものは無料) 持ち物  
 申込み方法・申込み先など  
 問合せ先 Eメールアドレス

### ●申込みの基本事項

- ▷行事名または教室名
  - ▷住所(郵便番号も)
  - ▷氏名(ふりがなも)
  - ▷年齢
  - ▷電話・ファクス番号
- 以上をそれぞれの申込み先へ

## 乳がん(マンモグラフィ)検診

時所定 8月6日(木)13時15分から=西保健センター/20人/電話または直接 ▷27日(木)13時から=中保健センター/35人/電話で ※いずれも申込先着順。令和2年4月1日現在、40歳以上の市内在住の偶数年齢の女性(前年度受診していない場合に限り、奇数年齢の方も受診可) 800円 ※後期高齢者医療被保険者証または高齢受給者証をお持ちの方は無料。なお、生活保護受給者または市民税非課税世帯の方は事前に保健センターで無料受診券の交付を受けてください。 問診票、市がん検診受診証、バスタオル

申問中・西保健センター

## 肺がん・結核エックス線検診

時所定 7月17日(金)9時20分から・10時10分から=中保健センター/各20人 ▷17日(金)14時から=東保健センター/20人 ※いずれも申込先着順。▷肺がん検診=市内在住の40歳以上の方 ▷結核検診=市内在住の65歳以上の方 各実施日の2日前までに電話または直接

申問東・中保健センター

## 薬物乱用のない社会を

7月は「覚醒剤等薬物乱用防止広報強化月間」です。最近では覚醒剤だけでなく、大麻、MDMA、指定薬物、危険ドラッグなど乱用薬物が多様化しており、青少年の間でも乱用が広まるなど深刻な問題となっています。

広報強化月間中は、ポスターの掲示やリーフレット・啓発物品の配布など、薬物乱用防止の啓発を重点的に行います。

環境薬務課 072(960)3804、FAX 072(960)3807

## 献血にご協力を 7月は「愛の血液助け合い運動」月間



時所 7月7日(火)=イオン鴻池店 ▷17日(金)=市役所本庁舎 ※受付時間は場所によって異なり、日程を変更する場合があります。受付時に保険証などで本人確認をします。

大阪府赤十字血液センター 06(6962)7654、FAX06(6968)4900 ▷地域健康企画課 072(960)3801、FAX 072(960)3806

## 気軽に相談を 健康・禁煙相談広場

健康・禁煙相談、血圧測定などに専門家が応じます。気軽にご利用ください。 時所 7月8日(水)=③中保健センター ▷9日(木)=③グリーンパル(中鴻池)、③夢広場(布施駅前) ▷14日(火)=①やまなみ(四条)、③ももの広場(楠根) ▷17日(金)=①東保健センター ▷20日(月)=①中保健センター ▷21日(火)=①ゆうゆうプラザ(日下)、③はすの広場(近江堂) ▷27日(月)=②大蓮公民分館 ☆①は11時~12時、②は13時30分~15時、③は15時~16時 市内在住の20歳以上の方

申問東・中・西保健センター

# 7月 保健センターの ごあんない

| 行事   | 東保健センター<br>(072-982-2603)   | 中保健センター<br>(072-965-6411)             | 西保健センター<br>(06-6788-0085)            |
|--|---|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 専門相談(予約制)<br>【クラミジア・梅毒<br>・エイズ検査<br>(証明書発行はありません)】   | 10日(金)<br>9:30~11:00  | 8日(水)・22日(水)<br>9:30~11:00            | 13日(月)・27日(月)<br>9:30~11:00          |
| 精神保健相談(予約制)<br>(アルコール依存症、<br>認知症の相談を含む)  | 1日(水)・2日(木)・16日(木)<br>14:00~16:00   | 28日(火)<br>14:00~16:00                 | 7日(水)・16日(木)・21日(火)<br>14:00~16:00   |
| 電話健康相談   | 月曜日~金曜日 9:00~12:00・12:45~17:30  |                                       |                                      |
| 糖尿病個別食事相談<br>(予約制)   | 3日(金)13:00~15:00<br>15日(水)9:30~11:00  | 10日(水)9:30~11:00<br>28日(火)13:00~15:00 | 1日(水)9:30~11:00<br>22日(水)13:00~15:00 |
| 4か月児健康診査<br>1歳6か月児健康診査<br>3歳6か月児健康診査<br>BCG接種  | 新型コロナウイルスの感染予防の観点から、集団乳幼児健康診査などを延期していましたが、順次再開することとなりました。再開にあたって、混雑を緩和するため、当面各回の対象者数を制限するなどし、対象の方に個別に通知をさせていただきます。詳しくは各保健センターにお問合せください。 |                                       |                                      |
| 骨密度測定<br>離乳食講習会  | 新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、実施日を確定します。実施日など詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。  |                                       |                                      |
| ▶犬・猫に関する相談は動物指導センター(072-963-6211)まで。<br>▶就職などのための健康診断は医療機関のご利用を。<br>▶西保健センターへの車での来所はご遠慮ください。 |   |                                       |                                      |

| 検査の種類                    | 受付日・時間                           | 料金              | 受付場所  |
|--------------------------|----------------------------------|-----------------|---|
| 検便(赤痢菌、サルモネラ属菌、大腸菌 0157) | 7日(火)<br>28日(火)<br>9:30<br>11:00 | 2640円           | 環境衛生検査センター<br>06(6788)4483<br>FAX06(6787)7404 |
| 水道法に基づく<br>飲用水水質検査(予約制)  | 6日(月)                            | 平常項目<br>1万6800円 | 06(6787)5021<br>FAX06(6787)7404               |

▶受付日は都合により変更になる場合があります。その他詳細はお問合せください。

■ かかりつけ  
**医・歯科医・薬局**を  
もちましょ

# その他

## 空き地の適正管理を 草刈り機を貸し出します

市内の空き地を適正に管理していただくため、7月1日(水)から、空き地の所有者や管理者を対象に、草刈り機を貸し出します。申込方法など、詳しくは7月1日(水)以降の市ウェブサイトをご覧ください。

☎ 圏美化推進課 072(961)2100、FAW072(961)2418

## 東大阪アリーナ 7・8月の営業日・利用料金

東大阪アリーナは、7・8月は休館日なしで営業します。営業時間は9時～21時です。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各施設で利用人数および使用方法について制限を設けています。事前に東大阪アリーナウェブサイトをご覧ください。

**感染防止対策** ▶ 発熱・咳など体調不良の方の利用は控える ▶ 3密(密閉、密集、密接)を避け一定の距離(2m)を保つ ▶ 感染リスクの高い(飛沫、接触、大声を発する)運動種目は禁止 ▶ 運動時を除き、無理のない範囲でマスクを着用する ▶ 利用開始前・終了後に手を洗う ▶ 利用者の連絡先を記載する

### 【室内プールの利用料金】

7・8月は室内プールの個人利用料金が変わります。☎ ▶ 大人=500円 ▶ 4歳以上の子ども=250円 ※2時間以上の利用は30分ごとに超過料金100円(子どもは50円)が必要。

利用の際は、次のことに注意してください。▶ 浮き具やビーチボールなどは使用禁止 ▶ 小学校3年生以下の子どもは18歳以上の保護者の付き添いが必要 ▶ オムツ(プール用オムツを含む)着用の方は利用不可

### 【プールの休館日】

7月23日(水)・24日(木)は水泳大会のため、終日一般利用ができません。

◇ ◇

☎ 東大阪アリーナ 06(6726)1995、FAW06(6726)1994

## 再生資源集団回収～奨励金交付申請

自治会や子ども会などの登録団体が実施した集団回収に対し、1kg当たり5円(リターナブルびんは4円)の奨励金を交付しています。☎ 1月～6月に回収した古紙類など ☎ 申請書を7月31日(金)(消印有効)までに郵送または直接 ※申請書は市ウェブサイトからダウンロード可。詳しくはお問合せください。新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での申請に協力をお願いします。

☎ 圏〒577-8521市役所循環社会推進課 06(4309)3199、FAW06(4309)3829

## 7月は人権尊重のまちづくり強化月間 ひろめよう 確かな情報 ありがとうの気持ち

市では、人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的に毎年7月を「人権尊重のまちづくり強化月間」と定めています。「人権」とは、全ての人が自分らしく、幸せに生きるために尊重される権利です。

人権尊重のまちづくりのためには、市と市民の協働が大切です。市は人権尊重の視点に立って施策を推進します。また、市民の皆さんはお互いの人権を尊重し、人権問題に気づいたら、できることを見つけ行動してください。

「それって間違っていないのかな」「相手の人権を大事にできているのかな」と立ち止まって、気づくことから始めてみましょう。

☎ 人権啓発課 06(4309)3156、FAW06(4309)3823

## コンビニ交付が一時停止

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置しているマルチコピー機で各種証明書(住民票の写しなど)が取得できるコンビニ交付サービスを次の期間、メンテナンス作業のため一時停止します。停止期間中は、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテールなどのいずれの店舗でも各種証明書を取得することができません。ご理解のほどよろしく申し上げます。停止期間 7月22日(水)23時～27日(月)6時30分

☎ 市民室 06(4309)3163、FAW06(4309)3012

# 7月の移動図書館

☎ 移動図書館 06(6728)0202、FAW06(6730)7337

|                 |             |                  |              |             |                  |
|-----------------|-------------|------------------|--------------|-------------|------------------|
| 日下町丹波神社西側       | 13:20～13:50 | 14日(水)<br>28日(水) | 花園西町公園       | 13:20～13:50 |                  |
| 駅前公園(上石切町2)     | 14:00～14:30 |                  | 岩田公園         | 14:10～15:00 | 8日(水)<br>22日(水)  |
| ダイアパレス横(西石切町2)  | 15:00～15:40 |                  | 若江本町北公園      | 15:30～16:10 |                  |
| 横小路メイ・トラス       | 13:20～13:40 | 10日(金)           | 東楠風狂公園稲荷神社横  | 13:20～14:20 |                  |
| 上六万寺児童遊園        | 14:00～14:30 |                  | 寺嶋公園         | 15:00～16:00 |                  |
| 桜井児童遊園          | 15:00～15:40 |                  | 春光園(横枕)      | 13:20～13:50 | 1日(水)<br>15日(水)  |
| 瓢箪山稲荷神社東駐車場     | 13:20～13:50 | 2日(水)<br>16日(水)  | 加納アメリカ集会所前   | 14:10～14:50 |                  |
| 大池公園            | 14:00～14:30 |                  | 府普加納住宅集会所前   | 15:10～15:50 |                  |
| 新池島町児童遊園        | 15:10～15:50 |                  | 三ノ瀬公民分館      | 13:10～13:50 | 2日(水)<br>16日(水)  |
| オーク新石切(西石切町7)   | 13:20～13:50 | 3日(金)<br>17日(金)  | 大和公園         | 14:00～14:40 |                  |
| 豊浦公民分館          | 14:10～14:40 |                  | はすの広場(近江堂)北側 | 15:20～16:00 |                  |
| シャルマンコーポ枚岡公園    | 15:10～15:40 |                  | 市菅島町住宅       | 13:20～13:50 | 14日(水)<br>28日(水) |
| 東体育館前           | 13:20～13:50 |                  | 市菅島町住宅集会所前   | 14:00～14:40 |                  |
| マンハイム石切(日下町4)   | 14:20～15:00 | 9日(水)            | 新喜多公園        | 15:20～16:00 |                  |
| J A 孔舎街(日下町6)   | 15:30～16:00 |                  | 金岡公園         | 13:40～14:30 | 7日(水)<br>21日(水)  |
| 鴻北公園西側          | 13:20～14:00 | 7日(水)<br>21日(水)  | 柏田公園         | 14:40～15:10 |                  |
| 府営東鴻池第二住宅       | 14:10～14:40 |                  | 岸田堂南公園       | 15:40～16:20 |                  |
| メープルコート(島之内1)   | 15:30～16:00 |                  | 西堤神社境内       | 13:30～14:10 |                  |
| 玉串西団地集会所前       | 13:20～14:00 | 8日(金)<br>17日(金)  | 川俣水みらいセンター西  | 14:20～14:50 | 9日(水)            |
| 府営東大阪玉串住宅       | 14:10～14:40 |                  | 稲田公園         | 15:20～16:10 |                  |
| ライオンマンション(若江東2) | 15:20～16:00 |                  | 御厨天神社境内      | 13:20～13:50 |                  |
| 角田総合老人センター      | 13:20～13:50 | 1日(水)<br>15日(水)  | 新家西町第2公園     | 14:00～14:30 | 10日(金)           |
| プレジデント東大阪(岩田町6) | 14:10～14:50 |                  | 五百石公園(御厨東2)  | 15:30～16:10 |                  |
| 八戸の里公園相撲場西側     | 15:30～16:20 |                  |              |             |                  |

ありがとう そのひとことで うれしいな  
(小学校3年生)

## マイナンバーカードの土曜交付日 7月25日が18日に変更

毎月第4土曜日9時～16時に実施しているマイナンバーカード(個人番号カード)の土曜交付日が、7月は18日(土)に変更になります。7月25日(土)はカード管理システムの全国メンテナンスのため、交付窓口は開設しませんのでご注意ください。

☎ 市民室 06(4309)3163、FAW06(4309)3012

## 7月は社会を明るくする運動強調月間

罪を犯した人たちの立ち直りへの理解を深めるため、7月の強調月間に全国的な運動を行います。非行や犯罪のない明るい社会の実現のため、理解と協力をお願いします。

☎ 市社会福祉協議会内社会を明るくする運動推進委員会 06(6789)7201 ▶ 地域福祉課 06(4309)3181、FAW06(4309)3815

## 上下水道局所有地の売払い

上下水道局の所有地を売払いします。詳しくは7月1日(水)以降の市ウェブサイトをご覧ください。所在地 稲葉一丁目757番2 地目 宅地 地積 1863.58㎡

☎ 下水道計画総務室 06(4309)3246、FAW06(4309)3827

## 介護保険 新しい負担割合証を7月中旬に送付

介護保険制度の新しい負担割合証を7月中旬に送付します。更新手続きは不要です。負担割合証が届いたら、住所や氏名などに誤りがないか確認をお願いします。

負担割合証は、介護保険被保険者証と保管し、介護サービスを利用する際は、必ず2枚いっしょに介護サービス事業所に提示してください。

☎ 高齢介護室給付管理課 06(4309)3186、FAW06(4309)3814

# お知らせ コーナー

## 催し

### 文化創造館 アフタヌーンコンサート

7月29日  
(水)12時30分開演  
定50人(当日先着順)  
Pop Classic Quartet  
フライングクォーター(写真)による  
エドワード・エルガー作曲「威風堂々」  
米津玄師作曲「パプリカ」など  
市文化創造館 06(4307)5772、  
FAX06(4307)5778(9時~18時)



### 本のリサイクルフェア

使用しなくなった図書や、図書館で受入れができなかった寄贈図書を図書リサイクルとして配布します。本の種類は、文芸書や教養書、実用書、雑誌などで1人10冊まで持ち帰ることができます。7月4日(出)・5日(出)9時~16時 ※本がなくなり次第終了。市内在住の方 持ち帰り用袋  
花園図書館 072(965)7700、  
FAX072(965)9212

### 東大阪のモノづくり展

7月23日(水)~8月23日(日)9時30分~16時30分 ※月曜日は休館(祝日の場合は翌日休館)。申込不要。  
工場写真家の川勝親さんによる東大阪のモノづくりの現場写真など  
【東大阪のモノづくり講演会】  
7月26日(日)13時~15時 定20人(申込先着順) 講話と展示紹介  
7月1日(水)9時30分から電話または旧河澄家ウェブサイト  
◇ ◇  
持マスク  
市旧河澄家(日下町7) 072(984)1640(FAX兼用)

# 募集

## 東大阪ぎせんこう入校生

東大阪ぎせんこう(府立東大阪高等職業技術専門学校)は、ものづくりに必要な知識と技術を身につけることができる専門学校です。10月の入校生を募集します。募集科目 機械加工技術科、機械 CAD デザイン科 選考日 8月7日(金) 選考方法 学科試験(国語、数学)、面接 願書を7月22日(水)までに居住地を管轄するハローワークに直接 ※願書はハローワークで配布。見学会の実施日程や開催の有無については、東大阪ぎせんこうウェブサイトをご覧ください。  
府立東大阪高等職業技術専門学校(菱江6) 072(964)8836、  
FAX072(964)8904  
労働雇用政策室 06(4309)3178、  
FAX06(4309)3846



## 会計年度任用職員 障害福祉事業者指定・指導業務

ワード・エクセルなどの基本的なパソコン操作ができ、次のいずれかに当てはまる方▷社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、社会福祉士のいずれかの資格がある▷介護職員初任者研修を修了している 1人 選考日 7月18日(出) 選考方法 面接、作文 勤務時間 9時~17時30分(週4日) 勤務条件 給与月額14万888円、通勤手当別途支給、各種社会保険完備など 任用期間 8月1日~来年3月31日(更新の可能性あり) 申込書と必要書類を7月10日(金)(必着)までに郵送または直接 ※申込書や募集要項は市ウェブサイトからダウンロード可。  
〒577-8521市役所障害福祉事業者課 06(4309)3187、FAX06(4309)3848

## 会計年度任用職員 保育士・保育教諭

保育所や子育て支援センター、幼保連携型認定こども園における保育士・保育教諭(日中・朝夕)を募集します。 資格がある方 選考日 随時 選考方法 口述試験 任用期間 任用開始日~来年3月31日(更新の可能性あり) 申込書を8月31日(必着)までに郵送または直接 ※郵送の場合は、返信用封筒(84円切手貼付)を同封。申込書は市ウェブサイトからダウンロード可。  
〒577-8521市役所保育課 06(4309)3196、FAX06(4309)3817



## 自衛官候補生

一般書・自衛官候補生を募集します。 令和3年4月1日現在、18歳~32歳の方▷一般書=7月1日(水)~9月10日(水)▷自衛官=随時 ※航空学生(航空・海上)、防衛大学校、防衛医科大学校医学科および看護学科の学生も募集。対象や申込方法など、詳しくはお問合せください。  
防衛省・自衛隊東大阪地域事務所 06(6727)2558(FAX兼用)  
法務文書課 06(4309)3121、  
FAX06(4309)3819

## ヘルスアップクッキング

このコーナーでは、糖尿病を予防するため、また糖尿病と上手につきあっていくうえで役立つ献立を紹介しています。糖尿病食は健康食ですので、体重が気になる方にもおすすめです。なお、糖尿病の方は必ず主治医の指示に従いましょう。

### こまめな水分補給で熱中症予防

成人の体は約60%が水分できているので、栄養素の運搬や老廃物の排泄、体温調節などの働きをしています。上手に発汗できれば体温上昇を防ぎますが、失われた水分を補わなければ脱水になり、体温調節能力が低下して熱中症につながります。のどが渇いたと感じる前に、こまめにお茶か水で水分補給をしましょう。スポーツドリンクやジュースなどは、糖分が多く含まれ、血糖値を急激に上

げる原因になります。熱中症は暑さに慣れていない梅雨明けの時期になりやすいです。暑い環境下では体力の消耗が激しいので、水分補給だけでなく、体を冷やす作用のある夏野菜を取り入れたバランスの良い食事です。暑い夏を乗り切りましょう。

### 夏野菜の冷やし汁

(1人分の栄養価:エネルギー 21kcal、塩分1.3g、野菜60g)  
材料(2人分) なす70g、オクラ4本(40g)、A(だし汁1/2カップ、しょうゆ小さじ1)、みょうが10g、B(だし汁1と1/2カップ、塩小さじ1/5、薄口しょうゆ小さじ1/3)  
①なすはヘタを落とし縦半分に切り、皮に格子の切れ目を入れる。それを縦半分に切り、さらに横半分に切って、水にさらす。オクラはヘタ



夏野菜のさっぱり冷やし汁で水分補給

を落とし斜め半分に切る  
②みょうがは根元を切り落として縦半分に切り、繊維に沿って細いせん切りにし、水にさっとさらしてからザルに上げる  
③耐熱容器にあわせたAと水切りしたなすを入れ、ラップをして600Wのレンジで4分ぐらい加熱する。オクラを加え、2分加熱し、粗熱をとってから冷ます  
④鍋にBをあわせてひと煮立ちさせ、粗熱をとって冷蔵庫で冷やしておく  
⑤なすとオクラを椀に盛り、食べる直前に④を注ぎ、みょうがを添える  
(東大阪地域活動栄養士会糖尿病食献立集より)  
◇ ◇  
健康づくり課 072(960)3802、  
FAX072(960)3809

# お知らせ コーナー

## 学ぶ

### パソコン教室 初心者のための ワード・エクセル

開講日▷8月1日・8日・15日・22日＝ワード ▷8月29日・9月5日・19日・26日＝エクセル ☆いずれも土曜日、10時～11時30分 市内在住・在勤(いずれか)の方 各20人(抽選) ①1回1000円 ②OSがWindows 8.1以降で、MS Office 2013以降をインストール済みのノートパソコン ③基本事項(5面に掲載)と希望コースを7月18日(出)(必着)までに往復ハガキで  
所 甲 園 〒578-0975 中鴻池町2-3-13 グリーンパル(中鴻池) 06(6744)2748 (FAX兼用)

### ひとり親家庭のための就労支援 介護職員初任者研修

開 8月30日～12月6日の日曜日と8月22日(出)・来年1月23日(出)9時～17時(計17日間。時間は変更する可能性あり) 所 イコーラム(男女共同参画センター)、未来ケアカレッジ布施校、大阪府立母子・父子福祉センター ①全日程参加できる求職中またはスキルアップをめざす市内在住のひとり親家庭の母・父、寡婦 ②20人(抽選) ③1万円 ※2歳以上の就学前幼児の保育あり。④基本事項(5面に掲載)と職業、受講動機、以前受講した方はその講座名、保育の可否を7月22日(出)(消印有効)までに往復ハガキで  
甲 園 〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立母子・父子福祉センター 06(6748)0263、FAX06(6748)0264  
園 子ども家庭課 06(4309)3194、06(4309)3817

### 就職をめざして 就活ファクトリー東大阪の講座

【すぐに役立つ!再就職をめざす人の応募書類の書き方】  
開 7月8日(水)14時～15時30分 ①求職中の女性または39歳以下の男性  
【すぐに役立つ!再就職をめざす人の面接対策】  
開 7月15日(水)14時～15時30分 ①求職中の女性または39歳以下の男性  
【おしごとトーク!「事務職経験者の本音を聞いてみよう!】  
開 7月29日(水)10時～12時 ①39歳以下の求職中の方  
◇  
①10人(申込先着順) ②電話または直接  
所 甲 園 就活ファクトリー東大阪 06(4306)5360、FAX06(4306)5160

### リモート歴史講演会 幻の池・新開池にまつわる話

かつて東大阪市北部に広がっていた新開池の生い立ちや竜の伝説について、歴史学・地理学的な観点でひも解きます。※受講決定者の自宅にライブ配信します。開 7月5日(日)13時30分～15時 ①パソコンやスマートフォンなどの端末に遠隔会議ソフト Zoom(無料)をインストール・設定済みの方 ②15人(申込先着順) ③6月27日(出)10時から鴻池新田会所ウェブサイト  
甲 園 鴻池新田会所 06(6745)6409、FAX06(6744)7498

### いこう!らむカレッジ 大人の発達障害に不安を抱える方のためにできること

開 8月1日(出)14時～16時 ①市内在住・在勤・在学(いずれか)の方 ②20人(抽選) ※1歳6か月以上の就学前乳幼児の保育あり(定員10人で申込先着順。1人200円。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、利用できない場合あり)。③基本事項(5面に掲載)とEメールアドレス、受講動機、保育が必要な方は子どもの氏名・生年月日を7月25日(出)までにEメールで(電話、ファクス、直接も可)  
所 甲 園 〒578-0941 岩田町4-3-22-600 イコーラム(男女共同参画センター) 072(960)9201、FAX072(960)9207、✉ ikoramu@nifty.com

### 配偶者からの暴力(DV)に悩む方へ まずはお電話を

専用ダイヤル  
専門相談員が  
応じます  
**06(4309)3191**  
※月曜日～金曜日9時～12時・12時45分～17時(祝休日、12月29日～翌年1月3日を除く)。  
【内閣府】  
支援体制を強化!  
DV相談+  
**0120(279)889**  
※24時間受付。  
SNS・メール相談は右のQRコードから(10か国語対応)

### 子育て教室～子育ての輪

少人数のグループで子育ての不安や悩みを話しあいませんか。開 7月8日(水)・22日(水)10時～11時45分(12時以降に個別相談あり(要予約))、17日(金)19時～20時45分 ①子育てで中または対人援助に関わる方  
所 甲 園 長瀬青少年センター 06(6727)1200、FAX06(6729)9787

### 仕事で使えるパソコン講座

開 園 ▷7月16日(水)10時～13時＝ワード ▷16日(水)13時30分～16時30分＝パワーポイント ▷17日(金)10時～15時＝エクセル ①15歳～49歳の求職中の方 ②各3人(申込先着順) 甲 7月1日(水)から電話で  
所 甲 園 中河内地域若者サポートステーション(高井田元町2) 06(6787)2008、FAX06(6787)2018  
園 労働雇用政策室 06(4309)3178、FAX06(4309)3846

### 市民後見人養成講座

判断能力が充分でない方の生活を身近な立場で支援し、後見活動を行う「市民後見人」の養成講座の参加者を募集します。それに先立ち説明会(オリエンテーション)を行いますので、養成講座の受講希望者は、原則ご参加ください。説明会の開 所 ▷7月27日(出)・8月8日(出)＝大阪社会福祉指導センター(大阪市中央区中寺1) ▷8月1日(出)＝岸和田市立福祉総合センター(岸和田市野田町1) ☆いずれも14時30分～16時30分 ※養成講座の日程は募集要領をご覧ください。②各70人程度(選考あり) ③申込書を7月10日(金)(消印有効)までに郵送またはファクスで ※申込書や募集要領は市ウェブサイトからダウンロード可。  
甲 園 府社会福祉協議会権利擁護推進室 06(6764)7760、FAX06(6764)7811  
園 ▷市社会福祉協議会 06(4309)7517、FAX06(4309)7582 ▷地域包括ケア推進課 06(4309)3013、FAX 06(4309)3814

### 離婚・養育費・ひとり親家庭 に関する電話法律相談

弁護士から電話をかけます。開 7月30日(水)13時～15時50分(1人30分) ①市内在住のひとり親家庭の母・父、寡婦 ※20歳未満の子もがいる方の離婚前の相談も可。②5人(申込先着順で今年度内初めての方を優先) 甲 7月1日(水)から電話で  
甲 園 子ども家庭課 06(4309)3194、FAX06(4309)3817

### 福祉なんでも相談

開 所 ▷7月1日(水)＝夢広場(布施駅前) ▷2日(水)＝はすの広場(近江堂) ▷3日(金)＝グリーンパル(中鴻池) ▷6日(月)＝くすのきプラザ(若江岩田駅前) ▷7日(火)＝やまなみプラザ(四条) ▷15日(水)＝ゆうゆうプラザ(日下) ▷16日(水)＝ももの広場(楠根) ☆いずれも13時30分～16時  
園 地域福祉課 06(4309)3181、FAX 06(4309)3815

### 行政書士・社会保険労務士 による相談

【行政書士】  
開 7月7日(水)13時～15時30分 ①遺言・相続・内容証明・各種契約書の作成、建築業などの許認可申請、会社設立、外国人の帰化など  
【社会保険労務士】  
開 7月9日(木)13時～15時30分 ②10人 ③年金・健康保険・労災保険・雇用保険の手続き、労働トラブルなど

◇ ◇  
所 市役所本庁舎1階相談室 ※当日先着順。  
園 市政情報相談課 06(4309)3104、FAX06(4309)3801

### 人権相談

【特設相談】  
人権擁護委員が相談に応じます。  
開 7月14日(水)14時～16時 ①市社会福祉協議会  
園 市社会福祉協議会内人権擁護委員会 06(6789)7201、FAX06(6789)2924

【常設相談】  
人権擁護委員(火・水・木曜日)と法務局職員(月・金曜日)が相談に応じます。開 月曜日～金曜日9時～16時(祝休日、年末年始を除く)  
所 甲 園 大阪法務局東大阪支局 06(6782)5563  
◇ ◇  
園 人権啓発課 06(4309)3156、FAX 06(4309)3823

## 相談

### 新型コロナウイルス関連の労働相談

開 毎週火・金曜日9時～17時(完全予約制) ①社会保険労務士による労働相談(働き方改革関連法への対応、雇用調整助成金など) ※雇用調整助成金の申請代行はできません。 ②電話で  
所 甲 園 東大阪商工会議所 06(6722)1151、FAX06(6725)3611

マチを好きになるアプリ



**マチイロ**

東大阪市政だよりがいつでも読める!

ダウンロードはこちらから

App Store からダウンロード

Google Play でダウンロード

問合せ先: 広報課 06(4309)3102、FAX06(4309)3821

## 新型コロナウイルスに関する 市民・事業者向け支援情報一覧

新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている市民、企業および個人事業主などに対して実施する支援制度などを紹介します(6月11日現在)。ぜひご利用ください。支援制度の内容など詳しくは、問合せ先の担当課などにお問合せください。なお、新しい制度などを含め、内容が随時更新されるため、最新の情報は市ウェブサイトでご確認ください(右のコードからアクセス可)。



### 市民を対象とする支援制度など

#### ●助成・給付に関するもの

| 制度                  | 概要   | 対象  | 問合せ先  |
|---------------------|--|---|---|
| 特別定額給付金             | 経済的な影響を受けた家計を支援するため1人当たり10万円を支給します。  | 4月27日時点で、東大阪市の住民基本台帳に記載されている方<br>市内在住で配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難していて、現在の居住地が住民基本台帳に記載されていない方            | 特別定額給付金コールセンター 06(4309)3667、FAX06(4309)3815<br>▷配偶者からの暴力に関すること＝DV専門相談06(4309)3191 ▷高齢者虐待に関すること＝東・中・西福祉事務所高齢・障害福祉係(東＝072-988-6617、FAX072-988-6671 中＝072-960-9275、FAX072-964-7110 西＝06-6784-7981、FAX06-6784-7677) |
| 子育て世帯への臨時特別給付金      | 子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。   | 4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方<br>※所得制限限度額を超えている特別給付受給者を除く。   | 新型コロナウイルス感染症対策事業室 06(4309)3007、FAX06(4309)3815  |
| 傷病手当金の支給            | 新型コロナウイルスに感染するなどし、労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。   | 国民健康保険被保険者・後期高齢者医療制度被保険者である被用者(給与の支払いを受けている者に限る)で、療養のため労務に服することができない者(感染したまたは発熱などの症状があり感染が疑われる者に限る) | 医療保険室資格給付課 06(4309)3167、FAX06(4309)3804   |
| 住居確保給付金             | 離職した方などについて、一定期間、住居確保給付金(単身世帯：3万8000円、2人世帯：4万6000円、3人～5人世帯：4万9000円：6人以上の世帯は問合せ)を上限に支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就職に向けた支援を行います(給付に関する要件あり)。         | 離職・廃業から2年以内、または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況になり住居を失ったまたは失う恐れのある方  | 生活支援課住居確保給付金相談窓口 06(6748)0102、FAX06(6748)0103   |
| 市立小・中・義務教育学校の就学援助制度 | 経済的な理由で市立小・中・義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に、費用の一部を援助します(世帯の所得合計額の制限あり)。また今年度中に、所得が減少したことにより世帯の所得合計額の制限を下回る見込みの場合はご相談ください(令和2年分源泉徴収票または確定申告書の控えが必要)。 | 保護者   | 学事課 06(4309)3272、FAX06(4309)3838  |

#### ●対応期間の延長に関するもの

| 制度                     | 概要   | 対象                                      | 問合せ先   |
|------------------------|--|---|--|
| 法人市民税・事業所税の申告期限の延長     | やむを得ない理由により、期限までに申告ができない場合、期限の延長が認められます。   | 法人市民税・事業所税の申告対象者                        | 税制課 06(4309)3133、FAX06(4309)3810             |
| 交付前のマイナンバーカード保管期間の延長   | 交付前のマイナンバーカード(個人番号カード)について、本市での保管期間が今年3月以降のものは、当面、保管期間を延長します。                            | 交付通知書を受け取り、マイナンバーカードを受け取っていない方          | 市民室 06(4309)3163、FAX06(4309)3012             |
| 転入、転居、世帯変更などの届出期限の延長   | 転入や転居、世帯変更などの届出は、異動日(引越などの日)から14日以内に行わなければならないですが、当面、14日を過ぎた場合でも通常どおり手続きができます。           | 転入や転居、世帯変更などの届出者                        | 市民課 06(4309)3164、FAX06(4309)3803             |
| 保育施設入所決定による復職期日の緩和     | 育児休業中で入所決定となった方は「入所日から1か月以内に復職すること」の条件を「入所日から4か月以内に復職すること」に緩和します。                        | 育児休業中で保育施設に申し込み、4月1日現在、入所決定となった子どもの保護者  | 子どもすこやか部施設利用相談課 06(4309)3202、FAX06(4309)3817 |
| 喫煙可能室設置届け出期間の延長        | 今年4月完全施行の健康増進法において、既存飲食施設が4月以降も喫煙と飲食を同じスペースで可能にする場合の届出書について、3月末を締切りとしていましたが、当面、期間を延長します。 | 該当する市内既存飲食店                             | 健康づくり課 072(960)3802、FAX072(960)3809          |
| 指定難病受給者証の有効期間の延長       | 有効期間を1年延長します(手続き不要)。なお、受給者証の記載事項に変更が生じた場合は、変更申請が必要です。                                    | 指定難病受給者で3月1日～来年2月28日の間に有効期間が満了する方       | 健康づくり課 072(960)3802、FAX072(960)3809          |
| 小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期間の延長 | 有効期間を1年延長します(手続き不要)。   | 小児慢性特定疾病医療受給者で3月1日～来年2月28日の間に有効期間が満了する方 | 母子保健・感染症課 072(960)3805、FAX072(960)3809       |

## 市民を対象とする支援制度など

### ●融資に関するもの

| 制度                    | 概要  | 対象   | 問合せ先   |  |
|-----------------------|---|--|--|--|
| 生活福祉資金貸付制度            | 収入が減少・失業した方がいる世帯に対し、貸付けを行います。緊急小口資金(特例)、総合支援資金【生活支援費】(特例)があります。   | 減収または失業した方   | ▷特例貸付の概要について=大阪府社会福祉協議会<br>コロナ特例貸付コールセンター 06(6776)2232<br>(月曜日～金曜日9時15分～17時) ▷申請・相談<br>受付=東大阪市社会福祉協議会 06(6789)7201<br>(月曜日～金曜日9時～16時30分) |  |
|                       | 「緊急小口資金(特例)」について申請を受け付けています。なお、原則、郵送による対応とします。申請書は、近畿労働金庫ウェブサイトから取り寄せ、またはダウンロード可。同金庫の専用フリーダイヤルからも取り寄せできます。            | 減収した方(未成年の方を除く)<br>※未成年または失業した方は、お住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。 |  | 近畿労働金庫お客さまセンター 0120(191)968<br>(月曜日～金曜日9時～17時(祝休日を除く))         |
|                       | 「緊急小口資金(特例)」について申請を受け付けています。なお、申請の際に、予約が必要な場合がありますので、事前にお問合せください。   | 減収または失業した方   |  | 布施郵便局 06(6729)3201<br>河内郵便局 0570(066)430<br>枚岡郵便局 072(984)3005 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付 | 子どもが在籍する保育所や学校などの臨時休業、事業所の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたすひとり親家庭などは、母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付けを活用できる場合があります。 | ひとり親家庭および寡婦  | 子ども家庭課 06(4309)3194、FAX06(4309)3817  |  |

### ●支払い猶予・減免に関するもの

| 制度                              | 概要   | 対象  | 問合せ先  |
|---------------------------------|--|---|---|
| 個人市民税・府民税の減免                    | 個人市民税・府民税の支払いが困難な方は減免が認められる場合があります。  | 失業や廃業した方、所得が前年中と比べて4割以上減少する見込みの方  | 市民税課 06(4309)3135、FAX06(4309)3809   |
| 納税の猶予制度                         | 市税の納付が一時的に困難な場合は、一定の要件を満たせば、徴収の猶予を受けることができます。また、徴収猶予の特例制度の要件を満たさない場合でも、換価の猶予が認められる場合があります。   | 市税の納税者・特別徴収義務者  | 納税課 06(4309)3148、FAX06(4309)3808  |
| 国民健康保険、後期高齢者医療保険の保険料の減免や納付の猶予など | 保険料の減免や分割納付、納付の猶予が認められる場合があります。  | 事業の不振、休業または廃止、失業などの理由で、収入が著しく減少したことなどにより、保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認める場合                         | 医療保険室保険料課 06(4309)3168、FAX06(4309)3807  |
| 国民健康保険、後期高齢者医療保険の保険料の特別減免       | 主たる生計維持者の収入減少が見込まれるなど一定の要件に該当する場合は、保険料の全部または一部が減額となります。                                      | 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で一定の要件に該当する方                                     | 医療保険室保険料課 06(4309)3168、FAX06(4309)3807  |
| 国民年金保険料の免除など                    | 保険料の納付が困難となる方について、臨時特例措置として免除などが認められる場合があります。  | 所得の低下が見込まれる方  | 国民年金課 06(4309)3165、FAX06(4309)3805  |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払い猶予         | 支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、償還金の支払いを猶予します。  | 母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた方   | 子ども家庭課 06(4309)3194、FAX06(4309)3817   |
| 保育料の日割り                         | 6月30日まで登園を自粛した場合の保育料を日割計算し、減額します。保育所および公立認定こども園に通う子どもの保護者については、令和2年度4月分から6月分について原則充当対応を行います。 | 認定こども園、保育所、小規模保育施設に通う子どもの保護者  | ▷日割り後の保育料決定に関すること=子どもすこやか部施設利用相談課 06(4309)3202 ▷保育料充当に関すること=子どもすこやか部施設給付課 06(4309)3195 ☆FAXはいずれも06(4309)3817  |
| 介護保険料の減免                        | 収入が著しく減少し保険料の支払いが困難となる方について、保険料の減免が認められる場合があります。   | 事業の廃止や失業などの理由で、65歳以上の方(第一号被保険者)の属する世帯の生計を主として維持する者の本年中の合計所得金額の見込額が前年の2分の1以下であって、市民税非課税となると見込まれる場合 | 介護保険料課 06(4309)3188、FAX06(4309)3814   |
| 介護保険料の特別減免                      | 主たる生計維持者の収入減少が見込まれるなど一定の要件に該当する場合は、保険料の全部または一部が減額となります。                                      | 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の65歳以上の方(第一号被保険者)、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で一定の要件に該当する65歳以上の方(第一号被保険者)       | 介護保険料課 06(4309)3188、FAX06(4309)3814   |
| 介護保険利用者負担額の減免                   | 申請により減免が認められる場合があります。  | 事業の廃止や失業などの理由で、要介護被保険者または要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額が、前年の2分の1以下に減少し、市民税非課税世帯になると見込まれる場合     | 高齢介護室給付管理課 06(4309)3186、FAX06(4309)3814   |
| 水道料金の減額                         | 今年9月検針分まで水道料金の最低料金を5割減額します(従量料金は減額なし)。   | 給水契約者   | 上下水道局お客様サービス課 06(6724)1221、FAX06(6721)2374  |
| 水道料金などの支払い猶予などの相談受付             | 支払い猶予などの相談を受け付けます。   | 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象の方、一時的に水道料金および下水道使用料の支払いに困難をきたしている方                          | 上下水道局収納対策課 06(6724)1221、FAX06(6721)2374   |
| 市営住宅使用料などの減免など                  | 減免などが認められる場合があります。   | 市営住宅に入居しており、収入が減少して市営住宅使用料などの支払いが困難となる方   | 東大阪市営住宅管理センター 06(6788)8001、FAX06(6788)8005<br>住宅政策室総務管理課 06(4309)3231、FAX06(4309)3834<br>東大阪市営北蛇草・荒本住宅管理センター 06(6782)2000、FAX06(6782)2006<br>住宅改良室 06(4309)3234、FAX06(4309)3834 |
| 市立小学校および義務教育学校(前期課程)の学校給食費無償化   | 家庭への経済的負担の支援策として、学校給食費を6月8日～10月30日の間、無償化します。   | 給食費を実費負担している小学校および義務教育学校(前期課程)の児童の保護者   | 学校給食課 06(4309)3276、FAX06(4309)3837  |
| 留守家庭児童育成クラブの保護者負担金の返金(減額)       | 登所を自粛した場合の保護者負担金の返金(減額)を行います(4月8日～6月6日分)。  | 留守家庭児童育成クラブに通う児童の保護者  | ▷制度に関すること=青少年教育課 06(4309)3281、FAX06(4309)3835 ▷手続きに関すること=各運営事業者   |

## 市民を対象とする支援制度など

### ●その他

| 制度                 | 概要  | 対象   | 問合せ先                                 |
|--------------------|---|--|--------------------------------------|
| 図書カードの配布           | 大阪府で実施している図書カード配布事業の対象となっていない本市在住の子どもに対し、1人につき2000円の図書カードを配布します。  | 保育所などを利用している0歳～2歳児<br>在宅している0歳～5歳の未就学児<br>府外の保育所などを利用している3歳～5歳児<br>府外の学校などへ通う小・中学生、高校生 | 子ども家庭課 06(4309)3194、FAX06(4309)3854  |
| 児童・生徒の家庭学習などの支援サイト | 児童・生徒および保護者が自宅などで活用できる教材や動画などを紹介するウェブサイトです。<br>【文部科学省】「子供の学び応援サイト」～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト<br>【経済産業省】「学びを止めない未来の教室」<br>【大阪府】小・中学校に向けた家庭学習教材などについて<br>【東大阪市】「確かな学力の向上」をテーマとした学習支援サービス～ラインスeライブラリ（試行実施中） | 小・中学生とその保護者  | 学校教育推進室 06(4309)3268、FAX06(4309)3838 |

## 企業および個人事業主などを対象とする支援制度など

### ●融資・支払い猶予など

| 制度                           | 概要  | 対象  | 問合せ先  |
|------------------------------|---|---|---|
| セーフティネット保証4号・5号              | 経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、資金繰りの支援を行います。  | 中小企業者   | 産業総務課分室 06(6748)7275、FAX06(4309)2303  |
| 危機関連保証                       | 売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業者に対し、保証の措置をします。   |   |   |
| 無利子・無担保融資                    | 新型コロナウイルス感染症特別貸付  | 事業者   | 日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790) |
|                              | 危機対応融資  |   | 商工組合中央金庫相談窓口 0120(542)711   |
|                              | マル経融資の金利引下げ（新型コロナウイルス対策マル経）   | 商工会議所などの経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して行う融資制度（マル経融資）につき、金利引下げの措置を行います。 | 小規模事業者  |
| 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付         | 業況が悪化した生活衛生関係事業を営む方に対し、無担保で融資を行います。   | 生活衛生関係事業を営む方  | 日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790) |
| 新型コロナウイルス対策衛経                | 売上げが減少した小規模事業者の融資制度の金利を引き下げます。  | 小規模事業者  | 日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790) |
| セーフティネット貸付の要件緩和              | 一時的に売上げの減少など業況悪化をきたしているが、中期的にその業績が回復しかつ発展することが見込まれる中小企業者向けの融資（セーフティネット貸付）につき、融資要件を緩和します。                                  | 中小企業者   | 日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790) |
| 衛生環境激変対策特別貸付                 | 一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方に対し、融資を行います。   | 旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方   | 日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790) |
| 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付など       | 経済環境の変化などに起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対し、経営の安定を図るための事業資金を貸付けます。   | 小規模企業共済の契約者   | 中小企業基盤整備機構共済相談室 050(5541)7171   |
| 農林漁業セーフティネット資金の融資制度          | 農林漁業セーフティネット資金の貸付金を利用する要件に「新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障をきたしているまたはきたす恐れがあること」が追加されました。また、一定期間の実質無利子、無担保での貸付けや借入限度額が引き上げられました。 | 認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など                                      | 日本政策金融公庫の各支店<br>本店フリーコール 0120(154)505<br>最寄りの農協<br>信用農協連合会                                |
| 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資制度     | 農業近代化資金の貸付けの特例が設けられました。また、一定期間の実質無利子、無担保での貸付けとなりました。  | 認定農業者   |   |
| 経営体育成強化資金の融資制度               | 農業近代化資金の貸付けの特例が設けられました。また、一定期間の実質無利子、無担保での貸付けとなりました。  | 主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など  |   |
| 農業近代化資金の融資制度                 | 農業近代化資金の貸付けの特例が設けられました。また、一定期間の実質無利子、無担保での貸付けや農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料が一定期間免除されました。   | 認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など                                      | 信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合<br>グリーン大阪農業協同組合 06(6748)5200<br>大阪中河内農業協同組合 072(996)1717        |
| 農業保険の保険料の支払い延長               | 収入保険の保険料や農業共済の共済掛金などの支払期限を延長します。  | 農業保険の加入者  | 大阪府農業共済組合本所 06(6941)8736  |
| 社会福祉施設などに対する融資（福祉医療機構福祉貸付事業） | 社会福祉施設などが機能停止になった場合などの経営資金について、通常の融資条件から貸付利率の引下げなどの優遇措置を講じた融資（優遇融資）を行います。   | 機能停止などになった社会福祉施設など  | 福祉医療機構 06(6252)0216<br>福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル 0120(343)862                                      |
| 納税猶予制度                       | 市税の納付が一時的に困難な場合は、一定の要件を満たせば、徴収の猶予を受けることができます。また、徴収猶予の特例制度の要件を満たさない場合でも、換価の猶予が認められる場合があります。                                | 市税の納税者・特別徴収義務者  | 納税課 06(4309)3148、FAX06(4309)3808  |

# 企業および個人事業主などを対象とする支援制度など

## ●補助金・助成金

| 制度  | 概要  | 対象               | 問合せ先   |
|---|---|------------------|--|
| 持続化給付金                                    | 売上げが前年同月比50%以上減少している事業者による事業の継続を支援し、事業全般に広く使える給付金を支給します。                                    | 中小法人・個人事業者または事業者 | 持続化給付金事業コールセンター 0120 (115) 570、03 (6831) 0613 (IP電話専用回線)   |
| 生産性革命推進事業                                 | サプライチェーンの毀損などに対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援します。                    | 事業者              | 中小企業基盤整備機構 03 (6459) 0866<br>※詳しくは中小企業基盤整備機構ウェブサイトをご覧ください (右のコードからアクセス可)。  |
| ものづくり・商業・サービス補助                           | 新製品・サービス開発や生産プロセス改善などのための設備投資などを支援します。  | 中小企業・小規模事業者      | ものづくり補助金事務局 050 (8880) 4053 ※詳しくはものづくり補助金事務局ウェブサイトをご覧ください (右のコードからアクセス可)。  |
| 持続化補助                                     | 小規模事業者の販路開拓などのための取組みを支援します。   | 小規模事業者           | 東大阪商工会議所 06 (6722) 1151、FA06 (6725) 3611   |
| 働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース)                   | 在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に、その実務に要した費用の一部を助成します。                               | 中小企業者            | テレワーク相談センター 0120 (91) 6479   |
| 雇用調整助成金の特別措置                              | 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成します。 | 事業者              | 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 0120 (60) 3999 大阪労働局助成金センター雇用調整助成金相談予約コールセンター 0120 (805) 218 ※予約受付のみ。助成金センターでの相談は完全予約制です。詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください (下のコードからアクセス可)。 |
| 小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向け) | 小学校などが臨時休業した場合などに、保護者の休職に伴う所得の減少に対応するため、年次有給休暇または別途、有給の休暇を取得させた企業に対し、助成金を支給します。             |                  | 雇用調整助成金  |
| 小学校などの臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)  | 小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援するため助成金を支給します。                         |                  | 休暇取得支援<br>休業対応支援   |

## 相談窓口

さまざまな相談窓口を設置しています。相談窓口の概要や対象など詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

### 【市民対象】

| 相談窓口                       | 問合せ先  |
|----------------------------|---|
| 法律相談                       | 市政情報相談課 06 (4309) 3104、FA06 (4309) 3801 ※要予約。   |
| 女性のための法律相談                 | イコラーム (男女共同参画センター) 072 (960) 9205、FA072 (960) 9207 ※第1水曜日13時~16時。5・8・11・来年2月は第3水曜日実施。要予約。 |
| 女性のための労働相談                 | イコラーム 072 (960) 9205、FA072 (960) 9207 ※第2土曜日13時30分~16時20分に実施。要予約。                         |
| DV 専門相談                    | DV 専門相談 06 (4309) 3191 ※月曜日~金曜日 9時~12時・12時45分~17時。  |
| 消費生活相談                     | 消費生活センター 072 (965) 0102、FA072 (962) 9385 ※月曜日~金曜日 9時30分~16時。                              |
| コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する相談 | いきいきネット相談支援センター (10か所) ※各地域の担当センターの照会先は地域福祉課 (06 (4309) 3181) まで。                         |
| 子育てサポーターによる子育て相談           | 子どもすこやか部施設給付課 06 (4309) 3302、FA06 (4309) 3817   |
| 子どもに関する悩み相談                | 子ども見守り相談センター子ども相談課 06 (4309) 3197、FA06 (4309) 3818  |
| 子ども虐待の通告窓口                 | 子ども見守り相談センター子ども相談課 06 (4309) 3197、FA06 (4309) 3818  |
| 子育て相談ダイヤル                  | 東大阪市子育て相談ダイヤル 072 (961) 0178  |
| 子育て支援センター、つどいの広場における電話相談   | 子育て支援センター・つどいの広場 (18か所) ※連絡先は市ウェブサイト参照。   |
| 子どもの悩み相談 (保護者・市内在住の方)      | 教育センター 06 (6720) 7867   |
| いじめ・悩み110番 (子ども)           | 教育センター 06 (6732) 0110   |
| すこやかテレホン                   | 東大阪市青少年補導センター 06 (6721) 9174 ※火曜日~土曜日10時~16時。メールでの相談も可 hodou.9174@gmail.com               |
| 子ども・若者のひきこもりなどの相談          | くるみ東大阪 06 (6727) 0535 (つながらない場合は080(4152)9768) ※月・火・水・金曜日10時~16時。                         |

### 【企業および個人事業主など対象】

| 相談窓口      | 問合せ先  |
|-----------|---|
| 経営相談窓口    | 東大阪商工会議所 06 (6722) 1151、FA06 (6725) 3611 ※詳しくは経済産業省ウェブサイトをご覧ください (右のコードからアクセス可)。                |
|           | 日本政策金融公庫 月曜日~金曜日 0120 (154) 505 土・日曜日、祝休日 ▷ 国民生活事業について=0120 (112476) ▷ 中小企業事業について=0120 (327790) |
|           | 日本政策金融公庫東大阪支店 ▷ 国民生活事業について=06 (6782) 1321 ▷ 中小企業事業について=06 (6787) 2661                           |
|           | 商工中金東大阪支店 06 (6746) 1221  |
|           | 大阪信用保証協会 ▷ 月曜日~金曜日=06 (6260) 1730 ▷ 土・日曜日=06 (6131) 7321  |
|           | 大阪府商工会連合会 06 (6947) 4340  |
| 経営アドバイス   | 大阪府よろず支援拠点 06 (4708) 7045 ※詳しくは経済産業省ウェブサイトをご覧ください (右のコードからアクセス可)。                               |
|           | 資金繰り支援窓口  |
| テレワーク導入支援 | 総務省テレワークマネージャーWeb・電話相談事業事務局 03 (5213) 4032 ※詳しくは中小企業税制パンフレットをご覧ください (右のコードからアクセス可)。             |
| 特別労働相談窓口  | 大阪労働局 0120 (939) 009  |